

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新(七三七・自然保護課)……………1
- 鳥獣保護区の指定(七三八・自然保護課)……………5
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定(七三九・自然保護課)……………6
- 休猟区の指定(七四〇・自然保護課)……………8
- 銃猟禁止区域の指定(七四一・自然保護課)……………10

告 示

秋田県告示第七百三十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名称	区 域	存続期間	保 護 指 針
大湯鳥獣保護区	鹿角市大湯地内の市道不老倉線と国道百三号線との交点を起点とし、同国道を北進して市道堀内幹線に至り、同幹線を北進して市道堀内線に至り、同市道を北進して米代川森林計画区国有林米代東部森林管理署三千六十五林班に至り、同林班と民有地との境界を東進して国有林米代東部森林管理署三千六十五林班と同一	平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで	一 指定区分森林鳥獣生息地 二 指定目的は、落葉広葉樹や針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、カモシカをはじめ

夜明島鳥獣保護区	鹿角市八幡平字長内地内の市道長内黒沢線と県道根瀬尾去沢線の交点を起点とし、同県道根瀬尾去沢線を南進して国有林道夜明島線との交点に至り、同林道を南西に進んで市道真金山線との交点に至り、同市道を北西に進んで米代川森林計画区国有林米代東部森林管理署三千七百七十林班と民有林界との交点に至り、国有林界と民有林界の境界を北東に進んで歩道との交点に至り、同歩道を北進して六百二十三メートルピークを経て大館市と鹿角市との境界に至り、同境界を北進して山道(旧県道比内大葛鹿角線)との交点に至り、同山道を南東に進んで県道比内大葛鹿角線との交点に至り、同林道を南進して歩道に至り、同歩道を南東に進んで国有林界と民有林界の境界に至り、同境界を北東に進んで県道比内大葛鹿角線との交点に至り、同県道	平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで	一 指定区分森林鳥獣生息地 二 指定目的は、混交林など林相の変化に富む地域であり、二ホンカモシカ、ツキノワグマなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域の生息する鳥獣の保護を図る。
----------	--	----------------------------	--

万谷鳥獣保護区	鹿角郡小坂町荒谷字道作地内の山道と町道上向一号線との交点を起点とし、同町道を北西に進み更に北東に進んで山道との交点に至り、同山道を南東に進んで三角点(二百二十九・九メートル)に至り、同山道を更に南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで	一 指定区分身近な鳥獣生息地 二 指定目的は、地元小学生における鳥獣保護の普及啓発のため。
袴腰山鳥獣保護区	大館市二井山内内の県道白沢田代線と市道二井山長森線との交点を起点とし、同県道を北西に約千メートル進んで大吉沢に至り、同沢を約四百メートル北進して米代川森林計画区六林班三十三班と三十三班と同一林班三十一班と三十二班の小班界を北西に進んで同計画区七十二林班の境界に至り、同点より標高三百十九・五メートルの山頂に進んで同計画区七十二林班と六林班三十二班並びに国有林二百八十八林班の接点から国有林との境界沿いに北	平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで	一 指定区分森林鳥獣生息地 二 指定目的は、区域周辺を花岡川が流れ豊富な水場があり、多様な鳥獣が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図

<p>進んで米代川森林計画区十一林班と国有林二百六十六林班との北側の境界に至り、同境界を東進して花岡林道日影沢支線に至り、同林道を南東に進んで繁沢と大國主神社を通る山道との交点に至り、同点から西進して市道繁沢線に至り、同市道を南進してふるさと林道花矢線との交点に至り、同林道を北西に進んで市道小鴨沢線との交点に至り、同市道を南進して市道二井山長森線との交点に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>浦山鳥獣保護区 大館市曲田地内の国道百三十三号線と農免農道曲田線との交点を起点とし、同農道を北進して林道曲田線との交点に至り、同林道を北東に進んで米代川森林計画区大館市の百七十七林班と百八十八林班の境界に至り、同林班界を北進して百七十七林班と百八十八林班の境界に至り、同境界を東進して下松倉林道に至り、同林道を南東に進んで猿間林道に至り、同林道を南進して市道猿間三号線に至り、同市道を南進して市道葛原猿間線に至り、同市道を南進して国道百三十三号線との交点に至り、同国道を西進して</p>	<p>指定区分 森林鳥獣生息地 指定目的 当該地域は、区域周辺を米代川が流れ豊富な水場があり、多様な鳥獣が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>二本杉岩谷鳥獣保護区 北秋田市綴子地内の県道矢坂糠沢線と沼ノ沢林道との交点を起点とし、同林道を北進して林道岩谷線に至り、林道岩谷線を南東に進んで北秋田市と大館市の境界に至り、同境界を南東に進んで同市綴子地内の字二本杉家向と字二本杉塚ノ岱の字界（峰筋）に至り、同字界を南西に進んで県道矢坂糠沢線に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>指定区分 森林鳥獣生息地 指定目的 当該地域は、区域周辺を糠沢川が流れ豊富な水場があること及び針・広葉樹など林相の変化に富む地域であり、多くの鳥獣が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>道谷地の沢卯の沢線との交点に至り、同町道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>白瀑山鳥獣保護区 山本郡八峰町八森浜田地内の泊川河口を起点とし、同川を東進して国道百一十号線との交点に至り、同国道を南進して町道本館線との交点に至り、同町道を東進して町道泊沢繁線との交点に至り、同町道を北東に進んで泊沢林道に至り、同林道を北東に進んで湯の沢林道との交点に至り、同林道を南進して水の目林道との交点に至り、同林道を南進して町道八森山麓線との交点に至り、同町道を西進して町道八浜線との交点に至り、同町道を西進して上川との交点に至り、同川を西進し日本海に至り、同海岸を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>指定区分 森林鳥獣生息地 指定目的 当該地域は、鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>沼地等も多く、鳥獣の生育には適した区域であり、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>寒風山鳥獣保護区 男鹿市地内の県道入道崎寒風山線と市道展望台線との交点を起点とし、同県道を北進して市道草刈台・寒風片倉線との交点に至り、同</p>	<p>指定区分 森林鳥獣生息地 指定目的 当該地域</p>

<p>西目鳥 獣保護 区</p> <p>由利本荘市西目町田高地内 の市道田高一号線と県道冬 師西目線との交点を起点と し、同県道を南進して林道 金谷線との交点に至り、同 林道を南西に進んで金谷沢 に至り、同沢を南進して由 利本荘市にかほ市の境界 に至り、同境界を北北西に 進んで秋田県心身障害者コ ロニー用地境界に至り、同 境界を北進し更に東進して 県道院内孫七山線に至り、 同県道を北西に進んで保安 林境界の歩道に至り、同歩 道を北東に進んで同県道と の交点に至り、同県道を北</p>	<p>市道を北東に進んで市道出 ケ沢長信太線に至り、同市 道を北進して市道大信太線 に至り、同市道を東進して 市道町屋田赤石台線に至 り、同市道を南進して市道 草刈台・寒風片倉線至り、 同市道を南東に進み更に南 西に進んで県道入道崎寒風 山線との交点に至り、同県 道を南西に進んで起点に至 る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八 年十一月 一日から 平成二十 八年十月 三十一日 まで</p>	<p>は、男鹿国 定公園内に あり、標高 三百五十四 メートルの 寒風山の東 斜面を中心 とした草原 と森林から なる地域 で、草原性 の鳥類など 野生鳥獣に とって生息 に適した環 境となつて おり、同区 域を一体的 に指定する ことによ り、鳥獣の 保護増殖を 図る。</p>
<p>指定区分 一 森林鳥獣 生息地 二 指定目的 は、スギ、 アカマツな どの針葉樹 とクリ、ミ ズナラなど の落葉広葉 樹が生育し ており、多 様な鳥獣が 生息してい ることから 鳥獣保護区</p>	<p>は、男鹿国 定公園内に あり、標高 三百五十四 メートルの 寒風山の東 斜面を中心 とした草原 と森林から なる地域 で、草原性 の鳥類など 野生鳥獣に とって生息 に適した環 境となつて おり、同区 域を一体的 に指定する ことによ り、鳥獣の 保護増殖を 図る。</p>		

<p>中田代 鳥獣保 護区</p> <p>由利本荘市葛岡地内の市道 及位長根山葛岡線と国道百 五号線の交点を起点とし、 同国道を南東に進んで、市 道小又板井沢新田線との交 点に至り、同市道を南東に 進んで、県道横手大森大内 線との交点に至り、同県道 を南進して市道小栗山代内 線との交点に至り、同市道 を南西に進んで蜂ヶ沢より 伸びる歩道との交点に至 り、同歩道を北西に進んで 子吉川流域森林計画区大内 町の百五十六林班と同百六 十七林班との境界に至り、 同境界を東進し国有林由利 森林管理署十五林班と民有 林との境界に至り、同境界 を東北東に進んで回り込み 更に西進して子吉川流域森 林計画区大内町の百六十七 林班六十七小班と六十八小 班との交点に至り、同境界 を西進し土沢より伸びる山 道との交点に至り、同山道</p>	<p>進んで子吉川流域森林計画 区西目町の二十一林班と二 十三林班の林班界に至り、 同林班界を北西に進んで市 道孫七山猿田線に至り、同 市道を北進して市道田高一 号線に至り、同市道を北西 に進み更に北東に進んで起 点に至る線に囲まれた一円 の区域</p>	<p>平成十八 年十一月 一日から 平成二十 八年十月 三十一日 まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣 生息地 二 指定目的 は、スギ、 落葉広葉樹 が生育して おり、多様 な鳥獣が生 息している ことから鳥 獣保護区に 指定し、当 該地域に生 息する鳥獣 の保護を図 る。</p>
<p>定期的な 巡視を行 い、鳥獣の 安定的な生 息に著しい 影響を及ぼ すことにな いよう留意 する。</p>	<p>に指定し、 当該地域に 生息する鳥 獣の保護を 図る。 定期的な 巡視を行 い、鳥獣の 安定的な生 息に著しい 影響を及ぼ すことにな いよう留意 する。</p>		

<p>谷地鳥 獣保護 区</p> <p>由利本荘市石脇地内の芋川 と市道川口二十六木線との</p>	<p>小菅野 鳥獣保 護区</p> <p>由利本荘市小菅野地内の市 道南沢線と林道面間ヶ沢線 の交点を起点とし、林道面 間ヶ沢線を東進して基幹作 業道との交点に至り、同作 業道を北進して市道金山線 との交点に至り、同市道を 東進して旧東由利町との旧 町境界に至り、同境界を南 進して旧由利町、旧矢島町 との旧町境界に至り、同境 界を西進して由利本荘市矢 島町貝喰地区より伸びる山 道との交点に至り、同山道 を北進して林道南沢線との 交点に至り、同林道を西進 して起点に至る線に囲まれ た一円の区域</p>	<p>平成十八 年十一月 一日から 平成二十 八年十月 三十一日 まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣 生息地 二 指定目的 は、スギ、 アカマツ、 クロマツな どの針葉樹 と落葉広葉 樹が生育 し、多様な 鳥獣が生息 しているこ とから、鳥 獣保護区に 指定し当該 地域に生息 する鳥獣の 保護を図 る。</p>
<p>指定区分 一 身近な鳥</p>	<p>する。</p>		

<p>大沢郷 鳥獣保 護区</p> <p>大仙市大沢郷宿地内の大沢川と市道平屋沢線との交点を起点とし、同市道を南進して市道野田坂繋線との交点に至り、同市道を南西に進んで市道沼ノ沢線に至り、同市道を六百メートル北西に進んだ同点より正手沢集落に向かう沼ノ沢歩道を北西に進んで熊ノ沢歩道に至り、同歩道を北西に進んで県道本荘西仙北角館線に至り、同県道を北東に進</p>	<p>区</p> <p>交点を起点とし、同市道を南東に進んで市道大町二十六木線との交点に至り、同市道を西進して市道大町三十一日沼線との交点に至り、同市道を北西に進んで国道百七号線との交点に至り、同国道を北西に進んで東日本旅客鉄道株式会社羽越線との交点に至り、同線を北進して市道赤沼下道線との交点に至り、同市道を西進して市道川口大楯町線との交点に至り、同市道を北進して国道百五号線との交点に至り、同国道を北進して子吉川左岸堤防に至り、同川左岸堤防を西進して由利橋に至り、同橋を北進して同川右岸に至り、同川右岸を東進して芋川との交点に至り、同川右岸を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</p> <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域は、起伏に富んだ山林や川幅の広い河川・合流点等、様々な環境があり、多数の鳥獣が生</p>	<p>一日から平成二十二年十月三十一日まで</p> <p>二 指定目的 当該地域は、河川による水鳥の繁殖が期待されるほか、渡り鳥の休養の場として保護すべき区域であるため、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>定期的な巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>
<p>心像鳥 獣保護 区</p> <p>大仙市土川字生内地内の県道水沢西仙北線と市道心像線との交点を起点とし、同県道を北進して同市稲沢地区との境界に至り、同境界を東進して雄物川森林計画区国有林大曲事業区と民有林との境界に至り、同境界を南進し更に北東に進んで仙北市角館町との境界に至り、同境界を南進して市道中畑線に至り、同市道を西進して市道心像線に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>心像鳥 獣保護 区</p> <p>大仙市土川字生内地内の県道水沢西仙北線と市道心像線との交点を起点とし、同県道を北進して同市稲沢地区との境界に至り、同境界を東進して雄物川森林計画区国有林大曲事業区と民有林との境界に至り、同境界を南進し更に北東に進んで仙北市角館町との境界に至り、同境界を南進して市道中畑線に至り、同市道を西進して市道心像線に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</p> <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域は、起伏に富んだ山林や川幅の広い河川・合流点等、様々な環境が</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p> <p>二 指定目的 当該地域は、地域には人工林、天然林等の林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>沼ノ上 鳥獣保 護区</p> <p>雄勝郡東成瀬村椿川字滝ノ上地内の白滝林道とヨリコ台作業道との交点を起点とし、同林道を南進して同村の字滝ノ上と字クルミ台の字界に至り、同字界を南西</p>	<p>御嶽外 山鳥獣 保護区</p> <p>横手市山内大松川字外山地内県道外山落合線と林道萱峠線の交点を起点とし、同林道を西進して横手市と横手市山内の境界に至り、同境界を北進して横手市山内と仙北郡美郷町の境界に至り、同境界を東進して県道花巻大曲線に至り、同県道を東進して林道大松川線に至り、同林道を南東に進んで県道外山落合線に至り、同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</p> <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域は、広葉樹</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p> <p>二 指定目的 当該地域は、落葉樹などが多く生育し、直下に大松川ダムが位置していることから多種多様な鳥獣が生息しており、鳥獣の生息地として適しているため、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>

<p>大小沢 鳥獣保 護区</p> <p>湯沢市稲庭町字小沢地広沢 寺前山道と農道との交点を 起点とし、同山道を北西に 約四百メートル進んで関沢 と萱又沢の分水嶺に至り、 同嶺を北東に進んで大森山 へ向かう山道に至り、同山 道を約千メートル北東に進 んで尾根に至り、同尾根を 北東に進んで大字稲庭町と 大字皆瀬との字界に至り、 同字界を南東に進んで字大 小沢と字平沢の字界に至 り、同字界を南西に進んで 農道に至り、同農道を北西 に進んで起点に至る線に囲 まれた一円の区域</p>	<p>に進んで防火線に至り、同 線を南西に進んで歩道に至 り、同歩道を北進して同村 の沼ノ上の字界に至り、同 字界を東進して起点に至る 線に囲まれた一円の区域</p>
<p>一 指定区分 森林鳥獣 生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域 は、広葉樹 林、針葉樹 林など林相 の変化に富 む地域であ り、キジ、 ヤマドリ、 ノウサギ、 タヌキを始 め多様な鳥 獣が生息し ていること から、鳥獣 保護区に指 定し、当該 地区に生息 する鳥獣の</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣 生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域 は、広葉樹 林、針葉樹 林など林相 の変化に富 む地域であ り、キジ、 ヤマドリ、 ノウサギ、 タヌキを始 め多様な鳥 獣が生息し ていること から、鳥獣 保護区に指 定し、当該 地区に生息 する鳥獣の 保護を図 る。</p>

<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>区 域</th> <th>存続期間</th> <th>保 護 指 針</th> </tr> <tr> <td>玉川鳥 獣保護 区</td> <td>仙北市田沢湖生保内地内の 雄物川森林計画区秋田森林 管理署所管の国有林三千三 十一日</td> <td>平成十八 年十一月 一日から</td> <td>指定区分 森林鳥獣 生息地</td> </tr> </table>	名称	区 域	存続期間	保 護 指 針	玉川鳥 獣保護 区	仙北市田沢湖生保内地内の 雄物川森林計画区秋田森林 管理署所管の国有林三千三 十一日	平成十八 年十一月 一日から	指定区分 森林鳥獣 生息地	<p>秋田県告示第七百三十八号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第 八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護 区を指定し、平成十八年十一月一日から施行する。</p> <p>平成十八年十月二十日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 817 837 907"> <p>狼沢鳥 獣保護 区</p> </td> <td data-bbox="837 817 1348 907"> <p>雄勝郡東成瀬村榑台地内の 狼沢と豊ヶ沢の交点を起点 とし、狼沢を東進して同村 の字細沼影と字嶽の字界に 至り、同字界を北東に進ん で同村の字柳沢及び狼沢と 字沼ノ又の字界を東進して 三角点（七百六十九・八メ ートル）に至り、嶺筋を南 東に進んで国有林と民有林 との境界に至り、同境界を 南東に進んで秋田県と岩手 県の境界に至り、同境界を 南西に進んで国有林と民有 林の境界に至り、同境界を 西進し更に嶺筋を西進して 三角点（五百四十二・八メ ートル）に至り、同点より 尾根を北西に進んで豊ヶ沢 に至り、同沢を北西に進ん で起点に至る線に囲まれた 一円の区域</p> </td> <td data-bbox="1348 817 1441 907"> <p>平成十八 年十一月 一日から</p> </td> <td data-bbox="550 907 1441 1444"> <p>一 指定区分 森林鳥獣 生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域 は、広葉樹 林、針葉樹 林など林相 の変化に富 む地域であ り、キジ、 ヤマドリ、 ノウサギ、 タヌキを始 め多様な鳥 獣が生息し ていること から、鳥獣 保護区に指 定し、当該 地区に生息 する鳥獣の 保護を図 る。</p> </td> </tr> </table>	<p>狼沢鳥 獣保護 区</p>	<p>雄勝郡東成瀬村榑台地内の 狼沢と豊ヶ沢の交点を起点 とし、狼沢を東進して同村 の字細沼影と字嶽の字界に 至り、同字界を北東に進ん で同村の字柳沢及び狼沢と 字沼ノ又の字界を東進して 三角点（七百六十九・八メ ートル）に至り、嶺筋を南 東に進んで国有林と民有林 との境界に至り、同境界を 南東に進んで秋田県と岩手 県の境界に至り、同境界を 南西に進んで国有林と民有 林の境界に至り、同境界を 西進し更に嶺筋を西進して 三角点（五百四十二・八メ ートル）に至り、同点より 尾根を北西に進んで豊ヶ沢 に至り、同沢を北西に進ん で起点に至る線に囲まれた 一円の区域</p>	<p>平成十八 年十一月 一日から</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣 生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域 は、広葉樹 林、針葉樹 林など林相 の変化に富 む地域であ り、キジ、 ヤマドリ、 ノウサギ、 タヌキを始 め多様な鳥 獣が生息し ていること から、鳥獣 保護区に指 定し、当該 地区に生息 する鳥獣の 保護を図 る。</p>
名称	区 域	存続期間	保 護 指 針											
玉川鳥 獣保護 区	仙北市田沢湖生保内地内の 雄物川森林計画区秋田森林 管理署所管の国有林三千三 十一日	平成十八 年十一月 一日から	指定区分 森林鳥獣 生息地											
<p>狼沢鳥 獣保護 区</p>	<p>雄勝郡東成瀬村榑台地内の 狼沢と豊ヶ沢の交点を起点 とし、狼沢を東進して同村 の字細沼影と字嶽の字界に 至り、同字界を北東に進ん で同村の字柳沢及び狼沢と 字沼ノ又の字界を東進して 三角点（七百六十九・八メ ートル）に至り、嶺筋を南 東に進んで国有林と民有林 との境界に至り、同境界を 南東に進んで秋田県と岩手 県の境界に至り、同境界を 南西に進んで国有林と民有 林の境界に至り、同境界を 西進し更に嶺筋を西進して 三角点（五百四十二・八メ ートル）に至り、同点より 尾根を北西に進んで豊ヶ沢 に至り、同沢を北西に進ん で起点に至る線に囲まれた 一円の区域</p>	<p>平成十八 年十一月 一日から</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣 生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域 は、広葉樹 林、針葉樹 林など林相 の変化に富 む地域であ り、キジ、 ヤマドリ、 ノウサギ、 タヌキを始 め多様な鳥 獣が生息し ていること から、鳥獣 保護区に指 定し、当該 地区に生息 する鳥獣の 保護を図 る。</p>											

<p>金峰山 獣保護 区</p> <p>横手市雄物川町大沢地内の 山登山道の交点を起点とし、 同登山道を西進して横 手市雄物川町と由利本荘市 の境界に至り、同境界を北 進して稜線に至り、同稜線 を北東に進んで水沢川左岸 支流に至り、同支流を東進 して林道三ツ森山線に至 り、同林道を南東に進んで 県道二井山大森線に至り、 同県道を南進して起点に至 る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>十一林班、三千三十五林班、 三千三十六林班、三千五十 三十一日</p> <p>平成二十 二年十月 三十一日 まで</p>	<p>一 指定区分 稀少鳥獣 生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域 は、落葉広 葉樹などが 多く生育す る出羽丘陵 の東向き斜 面に位置 し、背後に は付近で最 も標高のあ る三ツ森山 があること と一級河川 雄物川が近 接している ため、希少 な猛禽類で あるミサゴ が生息して いると共</p>
--	---	---

秋田県告示第七百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺田典城

			に、その他多種多様な鳥獣が生息しているため、鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護を図る。

名称	区 域	存続期間	保 護 指 針
二本杉岩谷鳥獣保護区 岩谷鳥獣保護区 特別保護地区	二本杉岩谷鳥獣保護区のうち、沼ノ沢林道と米代川森林計画区旧鷹巣町の五十九林班と六十林班の林班界との交点を起点とし、同林班界を北東に進んで北秋田市と大館市の境界に至り、同境界を南東に進んで同計画区旧鷹巣町六十林班の百五十三小班と百七十八小班の小班界との交点に至り、同点より百五十三小班と百五十三小班の二及び百七十八小班と百五十六小班の小班界を南西に進んで民有林道館ヶ沢線に至り同林道を南西に進んで同林道の百七十一小班と百七十二小班の小班界との交点に至り、同点より百	平成十八年十一月一日から	一 指定区分森林鳥獣生息地 二 指定目的は、秋田県中央北部の北秋田市の北部に位置し、比較的緩やかな丘陵地に広葉樹林を主体とする森林からなり、周辺には糠沢川やため池など豊富な水資源があり、鳥類

西目鳥獣保護区特別保護地区	西目鳥獣保護区のうち、県道院内孫七山線と秋田県心身障害者コロニー用地境界との交点を起点とし、同県道より独立標高点（三百・二メートル）に向かって秋約二百メートル西進して秋	平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで	の生息環境には適した区域となつている。特にため池の東側に位置する区域は、オオムシクシ、ヤブサメの目撃が確認されていて良好な森林環境となつている。このため、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。
---------------	--	----------------------------	---

田県心身障害者コロニー用地境界に至り、同境界を北進し更に東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

し、比較的緩やかな丘陵地に、スギ、クロマツ、アカマツの針葉樹とクリ、ミズナラの落葉広葉樹の混交林からなり、南側にはため池東側には西目川など豊富な水資源があり、森林性鳥類の生息環境には適した区域となつている。特に南部に位置する区域は、キビタキ、オオルリの目撃も確認されていて良好な森林環境となつている。このため、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定

<p>小菅野鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>小菅野鳥獣保護区のうち、子吉川流域森林計画区由利町の十五林班の一小班から六の四小班まで、十九林班の五十一小班から六十四の小班まで及び二十林班の一小班から六の小班までの区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。</p>
<p>また、良好な森林環境となつて</p>	<p>は、秋田県南部を流れる子吉川と高瀬川に挟まれた山間部に位置し、スギ、クロマツ、アカマツの針葉樹とコナラ、ミズナラの落葉広葉樹を主体とする森林からなり、国指定特別天然記念物のニホンカモシカや、大型哺乳類であるツキノワグマの生息地となつている。</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、秋田県南部を流れる子吉川と高瀬川に挟まれた山間部に位置し、スギ、クロマツ、アカマツの針葉樹とコナラ、ミズナラの落葉広葉樹を主体とする森林からなり、国指定特別天然記念物のニホンカモシカや、大型哺乳類であるツキノワグマの生息地となつている。</p>	<p>し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。</p>

<p>仏沢鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>仏沢鳥獣保護区のうち金沢東根地内の仏沢林道支線一号終点より四百メートル南進した箇所と金沢東根地区と六郷東根地区との境界を起点とし、同境界を西進しムジナ沢に至り、同沢を北進し仏沢橋東端に達し同所より山裾を北東に約七百メートル進んで仏沢林道一号线を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十八年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで</p>	<p>いる区域では、サンコウチヨウ、コサメビタキの目撃も確認されている。このため、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九條第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。</p>
<p>中央部には</p>	<p>は、秋田県南部の美郷町の東部に位置し、スギの針葉樹とコナラ、ミズナラの落葉広葉樹の森林からなり、</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、秋田県南部の美郷町の東部に位置し、スギの針葉樹とコナラ、ミズナラの落葉広葉樹の森林からなり、</p>	<p>いる区域では、サンコウチヨウ、コサメビタキの目撃も確認されている。このため、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九條第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。</p>

<p>ため池や北側には善知鳥川も流れており豊富な水資源があり、鳥類の生息環境には適した区域となっている。</p> <p>特にため池の周辺区域は、アカシヨウビン、ヤマセミの目撃が確認されていて良好な水辺環境となつている。このため、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九條第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。</p>
--

秋田県告示第七百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月二十日

秋田県知事 寺田 典城

名称	区 域	存続期間
中滝休 猟区	鹿角市十和田大湯地内県道大館十和田湖線と国道百三十三号線の交点を起点とし、同国道を南東に進み国道百四号線との分岐に至り、国道百三十三号線を南西に進み大栗前沢に至り、同沢を北進し土滝沢との分岐点に至り、土滝沢を北進し揚の沢の分岐点に至り、揚の沢を北進し県道大館十和田湖線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで
岩谷沢 休猟区	鹿角市八幡平地内の国有林道夜明島線と小堀内沢川との交点を起点とし、同川を東進し馬見平放牧地牧道に至り、同牧道を南進し稜線に至り、稜線を南進し国有林道下赤倉線に至り、同林道を北西に進み国有林道栗根沢線に至り、同林道を西進し国有林道夜明線に至り、同林道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで
元山林 猟区	鹿角郡小坂町小坂地内の国道二百八十二号線と町道永楽町一号線との交点を起点とし、同国道を北進して町道砂子沢一号線との交点に至り、町道砂子沢一号線を北東に進んで町道真木ノ平線に至り、町道真木ノ平線を東進して県道大館十和田湖線との交点に至り、同県道を南西に進み町道永楽町一号線に至り、町道永楽町一号線を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

黒森休 猟区	大館市長走地内の米代川森林計画区国有林百四十四林班内にある歩道と国道七号線との交点を起点とし、同歩道を東進して林道西の又線との交点に至り、同林道を北東に進んで国有林三十八林班及び三十九林班と百四十一林班及び百四十三林班の林班界に至り、同林班界を北進して青森県との県境に至り、同県境を東進して大館市と鹿角郡小坂町の境界に至り、同境界を南進して林道軽井沢線に至り、同林道を南西に進んで林道一通沢線との交点に至り、同林道を西進して国有林三十二林班と三十一林班、百三十一林班及び百三十二林班の林班界に至り、同林班界を西進して国有林百三十六林班内にある歩道に至り、同歩道を北西に進んで国道七号線に至り、同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで
女木内 休猟区	北秋田市森吉地内の県道比内森吉線と林道時戸沢線との交点を起点とし、同県道を東進して森吉林道に至り、同林道を南東に進んで西ノ又林道に至り、同林道を南西に進んで歩道に至り同歩道を南西に進み、米代川森林計画区国有林四十五林班と四十九林班との交点に至り、同点から四十五林班と四十六林班及び四十九林班と四十八林班と四十七林班の林班界を北進して林道時戸沢線に至り、同林道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで
根子休 猟区	北秋田市阿仁地内の国道百五号線と林道根子線との交点を起点とし、同国道を南進して鳥坂林道に至り、同林道を南西に進んで雷の又林道に至り、同林道を南西に進んで雷又沢に至り、同沢を南西に進んで北秋田郡上小阿仁村との境界に至り、同境界を北進して根烈	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

孫左衛 門山休 猟区	大館市田代地内の国有林道岩瀬線と峰越連絡林道田代相馬線との交点を起点とし、同峰越林道を北進して秋田県と青森県との県境に至り、同県境を南東に進んで米代川森林計画区国有林二千三百三十六林班と二千三百三十七林班の林班界との交点に達し、同林班界を南西に進んで岩瀬林道赤根沢支線に至り、同林道を更に南西に進んで国有林道岩瀬線に至り、同林道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで
八木沢 休猟区	北秋田郡上小阿仁村八木沢地内の林道堀内線と県道杉沢上小阿仁線との交点を起点とし、同林道を南東に進んで堀内沢との交点に至り、同沢を南東に進んで同村と北秋田市の境界に至り、同境界を南東に進んで根子沢との交点に至り、同沢を南西に進んで林道根子沢線との交点に至り、同林道を南西に進んで林道赤沢線に至り、同林道を西進して萩形鳥獣保護区境界との交点に至り、同境界を北西に進んで県道杉沢上小阿仁線との交点に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで
釜谷休 猟区	能代市の字界(能代・ニツ井)と県道仙ノ台檜山線の交点を起点とし、同県道を南東へ進んで県道濁川上岩山線との交点に至り、同県道を南進して民有林道新沢線に至り、さらに同林道を南進して、同市と三種町の境界に至り、同境界を西進し、さらに北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

<p>院瀬休 狺区</p> <p>秋田市河辺三内地内の雄物川森林計画区岩見山外三国有林の二百三十三林班から二百三十四林班までの外郭林班界に囲まれた一円の区域</p>	<p>大又沢 休狺区</p> <p>南秋田郡五城目町と井川町の境界にか かる、米代川森林計画区国有林五城目 事業区五十九林班から七十林班までの 外郭林班界に囲まれた一円の区域</p>	<p>桂沢休 狺区</p> <p>八峰町水沢地内の国有林道水沢山線と 国有林道石黒線との交点を起点とし、 同林道を南進し、さらに北西に進んで 終点に至り、同地点より南西に進んで 権元(四百七十六メートル峰)に至り、 権元より大字界(八森・峰浜)を北東 に進んで白神山地世界遺産地域との境 界に至り、同境界より鰐沢を南進して 国有林道水沢山線に至り、同林道を南 西に進んで起点に至る線に囲まれた一 円の区域</p>	<p>山内休 狺区</p> <p>八峰町八森立石地内の国有林道真瀬線 と国道百一十号線の交点を起点とし、同 国道を北西に進んで国有林道小入川線 との交点に至り、同林道を北進して横 沢と銀山沢との交点に至り、同地点か ら尾根を北東に進んで秋田・青森県境 の稜線(六百三メートル峰)に至り、 同稜線を南東に進んで、稜線が北上す る地点(六百九十二メートル峰)から 南東へ進んで国見山に至り、同山から 南東へ進んで国有林道橋掛線に至り、 同林道を南西に進んで国有林道真瀬線 に至り、同林道を南西へ進んで起点に 至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>	<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>	<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>	<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>

<p>田代休 狺区</p> <p>由利本荘市内の市道須郷田跡見坂線と 県道仁賀保矢島館合線との交点を起点 とし、同県道を北東に進んで市道新沢 線との交点に至り、同市道を南進して 市道大森線との交点に至り、同市道を 北西に進んで市道森の越線との交点に 至り、同市道を南東に進んで、さらに 南西に進んで県道羽後向田館合線との 交点に至り、同県道を南南西に進んで 市道周治谷地線との交点に至り、同市 道を南西に進んで、さらに西進して林 道ボツメキ線との交点に至り、同林道 を北進して市道八塩二号線との交点に 至り、同市道を北西に進んで市道朴の 木沢線との交点に至り、同市道を西北</p>	<p>城内休 狺区</p> <p>由利本荘市矢島地内の市道小坂戸金保 陀羅線と国道百八号線の交点を起点と し、同国道を南進して市道川辺小杉沢 籠立場線との交点に至り、同市道を南 西に進んで林道籠立場線との交点に至 り、同林道を南西に進んで市道常陸沢 谷地沢線との交点に至り、同市道を東 進して県道仁賀保矢島館合線との交点 に至り、同県道を南進して市道針ヶ丘 花立線との交点に至り、同市道を南西 に進んで県道仁賀保矢島館合線との交 点に至り、同県道を西進して県道冬師 城内線との交点に至り、同県道を西進 して市道谷地沢桃野線との交点に至 り、同市道を北進して県道仁賀保矢島 館合線との交点に至り、同県道を北進 して市道黒沢南由利原線との交点に至 り、同市道を東進して、さらに北進し て市道東由利原一号线との交点に至 り、同市道を南東に進んで市道奉行免 東由利原線との交点に至り、同市道を 南進して市道小坂戸金保陀羅線との交 点に至り、同市道を北東に進んで起点 に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>	<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>

<p>湯ノ森 休狺区</p> <p>仙北市田沢湖字玉川地内の国道三百四 十一号線と柳森林道との交点を起点と し、柳森林道を西進して同市と北秋田 市の境界に至り、同境界を北進して雄 物川森林計画区秋田森林管理署三千十 三林班に至り、同林班沿いに二・五キ ロメートル北進した地点から五百メー トル東進して柳沢林道に至り、同林道 を東進して国道三百四十一号線との交 点に至り、同国道を南進して起点に至 る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>岩野目 休狺区</p> <p>由利本荘市内の県道横手大森大内線と 国道百五号線の交点を起点とし、同国 道を東進して市道軽井沢羽広南外線と の交点に至り、同市道を南進して林道 軽井沢福沢線との交点に至り、同林道 を南西に進んで市道念仏橋樋子沢岩川 線との交点に至り、同市道を南西に進 んで県道横手大森大内線との交点に至 り、同県道を北西に進んで県道本荘大 内線との交点に至り、同県道を南西に 進んで林道北出羽丘陵線との交点に至 り、同林道を北進して市道小栗山代内 線との交点に至り、同市道を東北東に 進んで県道横手大森大内線との交点に 至り、同県道を北北東に進んで起点に 至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>西に進んで市道八塩線との交点に至 り、同市道を北進して市道深山線との 交点に至り、同市道を北進して作業路 との交点に至り、同作業路を北進して 県道仁賀保矢島館合線との交点に至 り、同県道を西北西に進んで市道袖山 線との交点に至り、同市道を北東に進 み市道坪倉線との交点に至り、同市道 を南東に進んで市道須郷田跡見坂線と の交点に至り、同市道を南南東に進ん で起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>	<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>	<p>平成十八年 十一月一日 から平成二 十二年十月 三十一日ま で</p>

<p>西明寺 休猟区</p> <p>仙北市西木町西明寺地内の国道百五号線と県道田沢湖畔線との交点を起点とし、同県道を東進して同市西明寺地内の雄物川森林計画区秋田森林管理署千一百一林班との交点に至り、同林班を南進して国有林千二百二林班と千一百一林班との林班界に至り、同林班界を南東に進んで千二百二林班と千二百三林班との林班界に至り、同林班界を南進して千二百三林班と千二百六十九林班との林班界に至り、同林班界を南進して院内岳に至り、同地点より稜線沿いに南西に進んで市道六本杉若宮崎線との交点に至り、同市道を北西に進んで国道百五号線との交点に至り、同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>二井山 休猟区</p> <p>横手市雄物川町狼沢地内の市道大沢今宿線と県道大曲大森羽後線との交点を起点とし、同市道を南西に進んで県道大沢二井山線との交点に至り、同県道を北西に進んで県道二井山大森線との交点に至り、同県道を北東に進んで横手市雄物川町と横手市大森町の境界に至り、同境界を東進して雄物川左岸管理用道路との交点に至り、同管理用道路を南西に進んで県道大曲大森羽後線に至り、同県道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>小鈴森 休猟区</p> <p>横手市山内黒沢地内の市道上黒沢線と林道小鈴森線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで林道黒沢線との交点に至り、同林道を南東に進んで歩道に至り、同歩道を南東に進んで秋田と岩手の県境に至り、同境界を南西に進んで横手市山内と雄勝郡東成瀬村との境界に至り、同境界を南西に進んで県道横手東成瀬線の交点に至り、同県道を北西に進んで市道貝沢松沢線との交</p> <p>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>
---	--	--

<p>湯沢市山田地内の市道旧県道雄勝湯沢線と市道堂ヶ沢線との交点を起点とし、同市道を南進して市道六日町堂ヶ沢線との交点に至り、同市道を東進して市道環状一号线との交点に至り、同市道を南東に進んで県道羽後雄勝線との交点に至り、同県道を南進して市道酒蔭線との交点に至り、同市道を西進してさらに南西に進んで松山に延びる稜線に至り、稜線を西進して松山山頂に至り、同山頂より西進して作内川に至り、同川を北進して市道間木沢石塚支線との交点に至り、同市道を北西に進んで市道古屋敷高野線との交点に至り、同市道北西に進んで市道間木沢石塚支線との交点に至り、同市道を北進して県道雄勝湯沢線との交点に至り、同県道を北東に進んで市道旧県道雄勝湯沢線との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>北沢山 休猟区</p> <p>雄勝郡羽後町田代地内の県道鴻屋麓線と町道北沢山線との交点を起点とし、同町道を東進して町道水沢線との交点に至り、同町道を南西に進んで町道袖の沢線との交点に至り、同町道を東進し農道に至り、農道を南進して作業道に至り、作業道を南進して町道元城岩土線との交点に至り、同町道を南西に進んで町道粟沢線との交点に至り、同町道を北西に進んで太平山鳥獣保護区境界との交点に至り、同境界を西進して町道沢尻線との交点に至り、同町道を南西に進んで県道鴻屋麓線との交点に至り、同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>
---	---

<p>高戸山 休猟区</p> <p>湯沢市皆瀬地内の県道小安温泉椿川線と皆瀬ダム鳥獣保護区境界との交点を起点とし、同県道を北西に進んで湯沢市と東成瀬村との境界に至り、同境界を南進して大俣沢との交点に至り、同市道を西進して皆瀬ダム鳥獣保護区境界に至り、同境界を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>秋田県告示第七百四十一号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定し、平成十八年十一月一日から施行する。 平成十八年十月二十日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区 域</th> <th>存続期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落合銃 猟禁止 区域</td> <td>能代市落合地内の県道石川向能代線と米代川右岸との交点を起点とし、同県道を北西に進んで国道百一号线との交点に至り、同国道を北東に進んで市道落合笹の台線との交点に至り、同市道を東進してJR五能線に至り、同五能線を南進して米代川右岸との交点に至り、同川右岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</td> <td>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>飯岡山 銃猟禁 止区域</td> <td>秋田市飯島字飯岡地内、飯岡山全域</td> <td>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>脇本浦 田銃猟 禁止区 域</td> <td>男鹿市脇本浦地内県道寒風山線と市道丸森大倉線の交点を起点とし、浦田集落裏山の山裾を北進して市道大保田一号线に至り、同市道を東進して県道男鹿</td> <td>平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区 域	存続期間	落合銃 猟禁止 区域	能代市落合地内の県道石川向能代線と米代川右岸との交点を起点とし、同県道を北西に進んで国道百一号线との交点に至り、同国道を北東に進んで市道落合笹の台線との交点に至り、同市道を東進してJR五能線に至り、同五能線を南進して米代川右岸との交点に至り、同川右岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで	飯岡山 銃猟禁 止区域	秋田市飯島字飯岡地内、飯岡山全域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで	脇本浦 田銃猟 禁止区 域	男鹿市脇本浦地内県道寒風山線と市道丸森大倉線の交点を起点とし、浦田集落裏山の山裾を北進して市道大保田一号线に至り、同市道を東進して県道男鹿	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで
名称	区 域	存続期間												
落合銃 猟禁止 区域	能代市落合地内の県道石川向能代線と米代川右岸との交点を起点とし、同県道を北西に進んで国道百一号线との交点に至り、同国道を北東に進んで市道落合笹の台線との交点に至り、同市道を東進してJR五能線に至り、同五能線を南進して米代川右岸との交点に至り、同川右岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで												
飯岡山 銃猟禁 止区域	秋田市飯島字飯岡地内、飯岡山全域	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで												
脇本浦 田銃猟 禁止区 域	男鹿市脇本浦地内県道寒風山線と市道丸森大倉線の交点を起点とし、浦田集落裏山の山裾を北進して市道大保田一号线に至り、同市道を東進して県道男鹿	平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで												

<p>矢場崎 銃猟禁 南秋田郡五城目町矢場崎地内旧立五 城目高等学校入口橋梁矢場崎橋を起点</p>	<p>下山内 銃猟禁 止区域 南秋田郡五城目町高崎地内馬場目川と 富津内川の合流点を起点とし、富津内 川左岸を上流に西進して町道高崎広ヶ 野線に至り、同町道を南進して五城目 第一中学校前で町道広ヶ野下山線との 交点に至り、同町道を南進して坊村橋 に至り、馬場目川右岸を下流に西進し て起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>男鹿市 南部銃 猟禁止 区域 男鹿市船川港金川地内県道男鹿半島線 の金川橋を起点とし、比詰川の下流へ 進んで海岸に至り、同海岸沿いに南進 して臨港道路本港六号線との交点に至 り、同道路を西進して市道南平沢線に 至り、同市道を西進して市道明王道前 に至り、同市道を北西に進んで 林台線に至り、同市道を北西に進んで 市道芦沢増川線に至り、同市道を北東 に進んで送電線船川第一小学校線に至 り、同送電線を北進して市道親道鳥屋 場五号線に至り、同市道を北進して市 道船川親道線に至り、同市道を西進し て市道親道六号線に至り、同市道を北 西に進んで市道小沢田親道線に至り、 同市道を北東に進んで市道仁井山北町 線に至り、同市道を北東に進んで市道 船川大沢田線に至り、同市道を南進し て送電線船川第一小学校線に至り、同 送電線を北東に進んで比詰川に至り、 同川を下流へ下り起点に至る線に囲ま れた一円の区域。及び、これらの海岸 から三百メートルまでの区域</p>	<p>琴丘線に至り、同県道を南進して市道 打ヶ崎飯の森線に至り、同市道を南進 して市道丸森大倉線に至り、同市道を 北西に進んで起点に至る線に囲まれた 一円の区域</p> <p>三十一日ま で</p> <p>平成十八年 十一月一日</p>
<p>松ヶ崎 銃猟禁 止区域 由利本荘市松ヶ崎地内国道七号線とJ R羽越線との交点を起点とし、同線を 南東に進んで国道三百四十一号線との 交点に至り、同国道を西進して国道七 号線との交点に至り、同国道を北進し て起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>止区域 とし、戸村堰右岸を北西に進んで野田 集落手前で町道岡本下台線に至り、同 町道を北進して県道真坂五城目線に至 り、同県道を南東に進んで町道山手線 に至り、同町道を南進して五城目警察 署前を経て県道秋田八郎潟線に至り、 同県道を西進して起点に至る線に囲ま れた一円の区域</p> <p>から平成二 十八年十月 三十一日ま で</p> <p>平成十八年 十一月一日</p>		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄